



人も犬も **笑顔** で暮らすために

みんなで守ろう！

# 飼い主のマナー

放し飼い・フン尿の放置・鳴き声は迷惑です

「苦情を言われていない＝迷惑をかけていない」とは限りません。近所付き合いの遠慮から言いにくい場合もあるため、飼い主の方から積極的に気を配ることが求められています。

犬の飼い方について



## 放し飼いは厳禁

外出の際は必ずリードをつけて

道路や公園は、あなたのドッグランではありません。おとなしい犬でもリードが必要。逃げ出さないよう気をつけて。

- ① 犬の行動を制限できる人がリードを持つ
- ② 適正な首輪のサイズ、リードの長さ

※外で飼う場合は敷地から出ないように、塀や柵等で囲われた場所で飼うか、くさり等でしっかり繋ぎましょう。

## フン尿の始末

フンは必ず持ち帰って

フンを持ち帰ることは飼い主の常識。尿も水で洗い流したり、屋外でもペットシートを敷いてさせるなどの配慮が求められています。

散歩は排せつのためではなくて、運動のため。今どきは、家で排せつを済ませてから散歩に行くことが推奨されています。

## 鳴き声に配慮

近所迷惑にならないように

かつては番犬として褒められた鳴き声は、今や「騒音」。吠えさせないしつけが求められています。鳴く理由を見極めて、原因から対処しましょう。

- ① 飼育環境の見直し
- ② ドッグトレーナーや獣医師などの専門家に相談

## 終生飼養

最期の時まで命に責任を持って

犬の寿命は約15年。人生の転機が訪れても、飼い続けることができるかよく考えましょう。

もしも飼育できなくなった場合は、飼い主の責任で里親を探しましょう。

犬の飼い主には、登録と毎年1回狂犬病予防注射を受けさせる義務があります

- 犬を飼い始めたら、生活食品課窓口または動物病院で登録の手続きをしましょう。
- 飼い犬が死亡したときや住所または飼い主の変更があった場合は届出が必要です。

※装着しているマイクロチップを環境省データベース「犬と猫のマイクロチップ情報登録」に登録している場合は、手続き方法が異なります。

詳細は  
ホームページへ



# ペットは



# 同行避難が

# 原則です



災害時はペットを連れて  
避難してください



**ペットのため、  
飼い主のために**

- ・食事が与えられないと、ペットの生命に危険が生じます。
- ・ペットが迷子になり、再会できなくなる可能性が高くなります。
- ・避難所から家に戻れない場合、飼い主の心に重い負担となります。



**地域に被害を  
広めないために**

- ・犬が放浪し、人に危害を加える可能性があります。
- ・犬猫が無秩序に繁殖して地域の環境を悪化させることにつながります。



**二次被害を  
生まないために**

- ・ペットのために自宅に残ったり、立ち入り禁止区域に侵入したりする人がいるため、危険な場所への救助が必要となり、二次被害が生じます。

## もしもの時の準備をお願いします

### ペット用緊急持ち出し袋

- ・避難所の備蓄品にペット用品はありません。少なくとも5日分は用意しておきましょう。
- 水、ペットフード、ケージ、首輪、食器、トイレ用品など



### 日頃からケージやクレートに慣れさせておく

- ・ペットはケージやクレートに入れて避難しましょう。
- ・避難所ではケージやクレートに入れて世話をします。



高知市  
生活食品課  
HP



### 飼い主情報の装着

- ・日頃から、鑑札、迷子札、マイクロチップなどを装着しておきましょう。
- ・保護されたとき、個体識別ができる、帰ってこられる可能性が高まります。



### ワクチン接種、寄生虫駆除、避妊去勢手術

- ・避難所で集団生活をする場合、感染症のリスクが高くなります。
- ・予期しない繁殖を防ぐため、避妊去勢手術をしましょう。



環境省  
災害対策  
ガイドライン

